

近畿病院図書室協議会共同リポジトリ運用指針

平成 27 年 5 月 21 日
近畿病院図書室協議会制定

(趣旨)

1. 近畿病院図書室協議会共同リポジトリ（以下、「リポジトリ」という）は、近畿病院図書室協議会（以下、病図協）加盟機関において作成された学術成果を電子的形態で収集・登録・保存し、無償で発信・提供することにより会員機関の学術研究・教育活動の発展と情報公開の推進、社会的な説明責任を果たすことを目的とする。なお、本指針において、リポジトリの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録者)

2. リポジトリに成果を登録できる者（以下、「登録者」という）は以下に掲げる者とする。
 - (1) 病図協加盟機関に在籍する者（過去に在籍したことのある者を含む）。
 - (2) (1)を構成員に含む団体。
 - (3) その他、病図協が適当と認めた者。

(運用)

3. リポジトリに参加する病図協加盟機関は、下記の手続きを行う。
 - (1) 「リポジトリ参加申請書」を病図協リポジトリ部に提出する。
 - (2) リポジトリの運用は、病図協加盟機関の各図書館担当者が行うものとする。
 - (3) (2)の担当者は、病図協リポジトリに関する研修会に参加し、各種マニュアルに従って登録を行う。

(登録対象)

4. リポジトリに登録・蓄積・保存（以下、「登録」という）する成果は、以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 次に掲げる区分のいずれかに属するものであること。
 - (ア) 学術雑誌掲載論文
 - (イ) 紀要論文
 - (ウ) 教育資料
 - (エ) 図書
 - (オ) 会議発表用資料
 - (カ) 報告書など
 - (キ) 広報資料
 - (ク) その他、病図協が適当と認めたもの
 - (2) 病図協加盟機関に関わる成果で、登録者が作成に関わったもの、または病図協加盟機関においてその主要な部分が作成されたもの、もしくは病図協事業として作成された

ものであること。

- (4) 著作権・知的財産権および個人情報保護に係る法令を遵守していること。
- (5) 社会通念上、または情報セキュリティ上の問題がないこと。

(成果の登録)

- 5. 登録者は、リポジトリの登録システムを通じて成果を登録することができる。ただし、登録にあたっては病図協加盟機関の図書館担当者がその登録作業を代行することができる。
 - (1) 登録する成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
 - (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数に無償で公開（送信）する。
 - (3) 利用及び複製物の保全（バックアップ）のため、複製を行う。

(成果の利用)

- 6. 病図協はリポジトリに登録された成果の利用について、以下のことを遵守する。
 - (1) 5. に掲げる以外の方法による利用は行わない。
 - (2) ネットワークを通じて成果を利用するものに対し、著作権・知的財産権及び個人情報保護に係る法令を遵守させるよう周知する。

(学術研究成果の著作権と利用許諾)

- 7. リポジトリに登録する成果は、登録者があらかじめ著作権者から、前5. に掲げた利用についての許諾を得ておかなければならない。
- 8. 成果がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(削除・非公開化)

- 9. 病図協は、以下の場合にリポジトリに登録された成果を削除または非公開化することができる。
 - (1) 登録者が、理由を付して削除又は非公開化の申請を行った場合。
 - (2) 社会的にみて内容が著しく不適切である場合。
 - (3) その他、登録によって支障が生じると認められる場合。

(免責事項)

- 10. 病図協は、リポジトリに登録された成果を利用することまたは利用できなかったことにより発生した登録者又は著作権者の損害について、一切の責任を負わないものとする。

(附則)

この指針は、平成27年5月21日から施行する。